

各務原市パターゴルフ場

指定管理者 募集要項

令和 7 年 9 月

各務原市

目 次

1 施設の概要	1
(1) 名称	
(2) 所在地	
(3) 施設内容	
(4) 規模	
(5) 関係法令	
2 指定管理者が行う業務	1
(1) 施設全体の管理運営業務	
(2) 施設の利用申請事務及び利用料金の徴収事務	
(3) 施設の維持管理業務	
(4) モニタリングの実施	
(5) その他当該施設の管理運営に関して、市長が必要と認める業務	
3 指定管理業務に要する経費	2
(1) 指定管理料に関する協議	
(2) 指定管理料の支払い	
(3) 指定管理料の上限額	
(4) 指定管理料の精算	
(5) 管理口座・区分経理	
4 指定の期間	3
5 管理運営の基準	3
(1) 営業時間	
(2) 休業日等	
(3) 利用料金の設定	
6 市と指定管理者のリスク分担	3
7 管理責任者の指定	3
8 管理に必要な設備の設置	3
9 応募資格・条件	4
(1) 申請資格	

(2) 申請の条件

10 応募の手続き	4
(1) 応募書類の提出等	
(2) 提出書類	
(3) 留意事項	
(4) 質問事項の受付	
(5) 費用の負担	
11 選定方法	6
(1) 選定・配点基準	
(2) プレゼンテーション・ヒアリング	
(3) 選定結果の通知	
(4) 選定の過程及び結果	
(5) その他	
12 失格	7
13 指定管理業務に係る協定の締結	7
(1) 「基本協定書」に盛り込む事項	
(2) 「年度協定書」に盛り込む事項	
(3) 協定の締結に際し必要な事項	
(4) 協定が締結できない場合の措置等	
14 応募書類提出後の日程	8
(1) 選定結果通知	
(2) 指定管理者の指定	
(3) 指定管理の準備期間	
(4) 協定の締結	
15 その他の事項	9
(1) 業務の継続が困難になった場合等の措置	
(2) 予算が成立しなかった場合の契約について	
(3) 愛称の使用	
(4) その他協議すべき事項	
(5) 業務の引き継ぎについて	